

法人制度研究会報告書（平成11年9月 法人制度研究会）（抄）

第2 現行法人法制の概要等

1 現行法人法制の概要

（中略）

（注1）

法人制度において、「目的」という概念は、多義的に用いられている。

「営利ヲ目的トセサル」（民法第34条）又は「営利ヲ目的トスル」（民法第35条）という場合の「目的」は、いわば、法人の行う事業の終局の目的を意味するものといえる。民法起草者の一人である梅謙次郎は、「鉄道会社ノ如キハ其事業八固ヨリ公益事業ナルモ之ニ由リテ社員ノ財産上ノ利益ヲ図ルモノナルカ故ニ営利法人ナルカ如シ」と説明している（梅謙次郎・民法要義巻ノ一（訂正増補第25版、明治39年）85頁参照）。

また、「法人の目的」という場合の「目的」が、法人の行う事業そのものを意味する場合もある。この用例によるものとしては、民法第37条第1号、第43条、商法第63条第1号、第166条第1項第1号等の「目的」がある。

なお、公益法人の定款の記載の実例においては、民法第37条第1号の「目的」を、当該法人が達成しようとする抽象的な公益目的と、を達成するための事業とに分ち、前者（ ）を「目的」の見出しの下に、後者（ ）を「事業」の見出しの下に、それぞれ記載する例が多いようである。この用語法による場合は、の「目的」のみからは、法人の能力の範囲（民法第43条参照）が明らかにならないため、登記簿上の目的の記載については、具体的に事業内容を記載することとなる（昭和28年10月15日付け法務省民事局長通達、登記研究72号34頁参照）。

(参考)

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第三十五条 営利ヲ目的トスル社団ハ商事会社設立ノ条件ニ從ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得

2 前項ノ社団法人ニハ總テ商事会社ニ関スル規定ヲ準用ス

第三十七条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 資産ニ関スル規定
- 五 理事ノ任免ニ関スル規定
- 六 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定

第四十三条 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範圍内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

商法(明治三十二年法律第四十八号)(抄)

第六十三条 合名会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商号
- 三 社員ノ氏名及住所
- 四 本店及支店ノ所在地
- 五 社員ノ出資ノ目的及其ノ価格又ハ評価ノ標準

2 定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

3 第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

第一百六十六条 株式会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商号
- 三 会社ガ発行スル株式ノ總数
- 四 削除
- 五 削除
- 六 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總数
- 七 削除
- 八 本店ノ所在地
- 九 会社ガ公告ヲ為ス方法
- 十 發起人ノ氏名及住所

2 定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各發起人之ニ署名スルコトヲ要ス

3 第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

4 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總数ハ会社ガ発行スル株式ノ總数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

5 会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス